

住み替えチャレンジ支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、子育て世帯及び若年層の市内への転入及び定住促進並びに空き家等の発生抑制及び活用促進を図るため、市内に住宅を取得する者に対し、予算の範囲内で助成することについて、日立市補助金等交付規則（昭和45年規則第42号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 取得 契約に基づき、住宅を購入すること。ただし、一親等の親族との契約を除く。
- (2) 中古住宅 居住の用に供される住宅（併用住宅を含む。）のうち、建設工事の完了から1年を超えている住宅又は既に人が住んだことがある住宅。
- (3) 併用住宅 同一建築物内に居住部分及び店舗、事務所、賃貸住宅等の部分が併存している住宅をいう。
- (4) 分譲マンション マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）第2条第1項に規定するマンションのうち、1棟を1住戸ごとに分割して販売された住宅。
- (5) 子育て世帯 中古住宅又は分譲マンション（以下「中古住宅等」という。）の取得に係る契約日又は助成を申請する日において、18歳未満の子等を有する世帯をいう。
- (6) 若年夫婦 中古住宅等の取得に係る契約日又は助成を申請する日において、いずれかが45歳未満である夫婦をいう。
- (7) 年度 地方自治法第208条第1項に規定する毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる会計年度をいう。

(助成対象者)

第3条 この要綱に基づき助成を受けることができる者は、次の各号に掲げる要件を全て満たす者とする。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りではない。

- (1) 子育て世帯、若年夫婦又は中古住宅等の取得に係る契約日若しくは助成を申請する日において45歳未満の者（以下「助成対象者」という。）であること。
- (2) 次の要件を全て満たす市内の中古住宅等を取得すること。

ア 助成を申請する日が属する年度の前々年度の4月1日以降に取得に係る契約を書面で締結していること。

イ 助成の申請日までに当該住宅の所有権の保存又は移転の登記を完了すること。

ウ 居住部分の延床面積が50平方メートル以上であること。

- (3) 助成対象者が属する世帯及び同一住宅に居住する者（以下「助成対象世帯等」という。）の全員が、助成の申請日までに、前号の住宅に居住し、住民登録をすること。
- (4) 助成対象世帯等の全員が、日立市の税金、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料及び介護保険料を滞納していないこと。
- (5) 助成対象世帯等の全員が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含む。）と認められる者に該当しないこと。
- (6) 助成対象世帯等の全員が、同一の住宅について、この要綱及び住宅の取得を目的とした他の公的制度による助成を受けていないこと。
- (7) 取得した住宅が助成対象世帯等の居住の用に供されること。

（助成対象経費）

第4条 助成対象となる経費は、中古住宅等の取得に係る経費とする。

（助成額）

第5条 助成額は、20万円とする。

（助成の申請）

第6条 助成を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、住み替えチャレンジ支援事業助成申請書（様式第1号）に、次の各号に掲げる書類を添えて、助成を申請する日が属する年度の3月31日（同日が日立市の休日を定める条例第1条に定める休日に当たるときは、市の休日の前日）までに市長に提出しなければならない。

- (1) 助成要件を満たすことを証する書類
- (2) その他市長が必要と認める書類

（助成の決定及び額の確定）

第7条 市長は、前条の申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、助成の適否を決定し、住み替えチャレンジ支援事業助成決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

2 前項に基づき助成の適否を決定するときは、規則第6条の3に規定する交付すべき補助金等の額の確定を併せて行う。

（実績報告）

第8条 規則第6条の2による補助事業等実績報告書の提出は省略する。

（助成の請求）

第9条 規則第8条による補助金等交付請求書の提出は省略し、第7条第1項に規定する決定通知書に記載の日に請求があったものとみなす。

(財産の処分の制限)

第10条 助成を受けた者は、助成対象住宅の取得日（所有権の保存又は移転の登記が完了した日）から起算して10年の期間について、正当な理由なく住宅を処分（売却等）してはならない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から適用する。